

第2号議案 令和3年度事業計画並びに収支予算の承認に関する件

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症により、世界の政治・経済は引き続き大きな影響を受け、令和2年前半に大きく落ち込んだ。その後、民間調査機関等によると、中国が比較的順調に回復している反面、欧米は鈍化傾向にあるなど、回復ペースは緩やかで各国・地域でバラツキがみられる。いずれにしても一部を除き、世界で感染拡大が継続しており、収束に向かうためには、新型コロナ対策として期待されているワクチンが世界的に普及する時期が一つのカギになるものとみられる。世界が一体となって対策をとり、1日も早い収束を願うものである。

わが国経済は、平成24年11月を底に緩やかな回復を続けてきたが、昨年1月に、わが国で初めて新型コロナ感染症が確認されて以降、情勢は一変した。引き続き厳しい状況が続いている。特に業種間で大きな差が出ており、打撃が大きい旅行関連、陸運、繊維製品などは、かつて経験したことのない事態に陥っている。一方、電気・ガス、医薬品、IT関連等は打撃が少ないなど、影響を受ける度合いが異なっている。

内閣府による月例経済報告(4月)では、新型コロナウイルスの影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られるとしている。先行きについては、内外の感染再拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があることや、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしている。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催について、どのような形になるのか、いまだ不明であり、今後を占う一つのキーポイントとなるであろう。

(2) 酪農情勢

昨年以降、新型コロナの影響により、小中学校の臨時休校による学乳の供給停止や業務用の牛乳乳製品の需要減少等が生じたが、処理不可能乳の発生を回避すべく、行政と酪農乳業界が一体となり、飲用から乳製品向けへの用途振り替え等

の需給調整に取り組んできた。この過程で適正水準を上回っていたバターや脱粉等の乳製品在庫がさらに積み上がることとなった。

このため、農水省は脱粉の飼料用や輸入乳製品との置き換え、バターも輸入乳製品との置き換え等の出口対策を進めている。海外からの輸入についても令和3年度の輸入枠数量はカレント・アクセス(義務輸入枠、生乳換算約13万7千トンの枠内に留めるために、バター6400トン(前年度比7600トン減)、脱粉は前年度と同量の750トン)に設定した。

ミルクの予測(1月29日公表)では、令和3年度の期末在庫は、脱粉は農水省による脱粉対策2万4千トン後の在庫数量で7万7800トン(7.3カ月分、前年比86.9%)、バターは同対策を含まない数量では3万8400トン(5.6カ月分、97%)と適正水準を依然、大幅に上回る見通し。巣ごもり消費で堅調にある牛乳やチーズ等の家庭内消費の更なる拡大、製品中の生乳利用率の引き上げ、政府への出口対策の強化を要請していくことが必要である。

令和3年度の生乳生産の予測は全国では750万6千トン、前年比0.9%増と3年連続の増産が見込まれている。地域別では北海道が424万6千トン、2.1%増と5年連続の増産で過去最高水準となる。都府県は325万9千トン、0.6%減と増産となった令和2年度を若干下回る見通し。このため、飲用牛乳の最需要期である9月を中心に首都圏や関西においては、北海道からの生乳移出に対する依存度が高まっている。すでに北海道から都府県に移送する生乳(道外移出生乳)と牛乳(産地パック牛乳)の総量は90万台にまで拡大しているが、昨年度の同時期には生乳不足から特売の自粛や一部で販売の制限などもみられた。

今後の都府県の生産は後継若齢牛の頭数が減少傾向にあるため懸念される状況にある。そのため酪肉近に盛り込まれた家族経営の安定を図りつつ、国による増頭対策を有効に活用しながら、生産基盤の強化・底上げが本年度の大きな課題となっている。

いずれにしても、業務用の牛乳乳製品の消費動向等、新型コロナの影響が需給には大きく関係するため、引き続き政府の感染防止対策を踏まえた適切な対応を

迅速に行っていくことが求められる。

一方、生乳の流通では、いわゆる「二股出荷」などによる「いいとこ取り」の問題は依然として解決に至っておらず、従来なかった地域においても、この問題が生じ始めている。台風や暴風雨、地震等の災害は毎年のように起こっており、そのたびに指定団体が需給調整機能等を発揮し、被害を最小限にとどめてきた。指定団体が担ってきた重要な役割である需給調整や生乳の用途別調整、乳価交渉力、生乳の安全安心の確保(乳質保全)等の機能が弱体化することがないように、また、生産者や酪農組織に不公平感を生じさせることがあってはならない。

生乳流通に関しては、国は2月9日付で生産局長通知「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」の一部改正について、都道府県知事、第1号対象事業者、中央酪農会議会長あてに発出した。前回通知の平成27年以降、物流コスト上昇傾向等の状況が変化している中で流通体制の合理化を推進するもの。年間契約を通じた安定的な生乳取引や集送乳経費の削減、精度管理がなされた適切な生乳検査の実施、検査結果に基づく出荷農家への適正な指導による生乳の安定供給に努めることを求めた。

このほか、近年比較的安定した相場となっていた配合飼料原料であるトウモロコシ、大豆油粕等が中国の飼料需要拡大等の要因から7年ぶりに上昇している。下落していた海上運賃も上昇傾向で推移しており、配合飼料価格安定制度の財源があるとはいえ、生産コスト上昇の懸念材料となっている。

国際情勢としてはTPP等、3つの大型貿易協定が本年度は4年目に入り、関税率の削減が進むため新たな国際環境下においても酪農家の再生産が確実に可能となるように、引き続き全酪連等の友好団体とともに酪政連に結集して政府・国会への要請活動を実施していくことが重要である。

(3) 業務の方針

- 1) 新型コロナウイルスの感染拡大が国内外で依然として続いており、酪農乳業界も大きな影響を受けている。また、本年度は飼料価格をはじめ燃油等の大幅な値上がりなど、生産コストの上昇が酪農経営に打撃を与えることが危惧される。両

情勢ともに引き続き動向を注視しながら、必要な対策を迅速に全酪連等の友好団体とともに酪政連を通じて要請していく。また、感染防止に努め、本会の各業務を推進していく。

- 2) 農政活動では、国際情勢として、TPP11等3つの大型貿易協定が4月以降、4年目に入り、関税率等が段階的に削減されるなど、自由化がより一層、進行しているため、わが国酪農・乳業に対する影響について、再改定された政府のTPP等関連政策大綱を踏まえた上で、必要な対策を酪政連に結集して、政府・国会に要請していく。

国内においては、第8次酪肉近の第2年度となり、同方針では令和12年度の生乳生産量780万トンを目標に掲げており、達成には現状より40万トン以上の増産が必要であるが、新型コロナの影響により昨年度以降、業務用需要の低迷により乳製品在庫が過剰となっており、在庫の適正化を進めつつ、将来に向けた生乳生産基盤を確保していくことが重要である。

そのためには、チーズ等乳製品の関税引き下げで国際化対応が迫られる北海道酪農対策の実施とともに、都府県の生乳生産の回復のために都府県酪農の底上げ・強化が喫緊の課題である。併せて、家族型酪農経営と大規模酪農経営のバランスのとれた発展を図るために友好団体と連携して酪政連を通じて支援対策の継続・拡充を要請していく。

また、高齢化が進み耕作放棄地が増加している中、日本の農地や国土を守り、地域経済の活性化を図る上で酪農の役割は、より一層高まっていることを政府・国会に理解を求めていく。

- 3) 農政活動・全酪新報等による情報提供事業とともに、本会事業の柱である酪農共済事業については、酪農家戸数の減少及び新型コロナによる加入推進への影響により、引き続き事業環境は厳しいものがある。昨年3月1日から「酪農ハイ・メディカルSUPER」に対する先進医療補償の追加等を実施。本年3月1日からは、組合員の高齢化等に対応するために「酪農ハイ・メディカルSUPER」「酪農がん共済」両制度の最終契約更新年齢を引き上げる制度内容の改定を実施す

る。これら制度内容の充実を周知しながら会員並びに取扱団体の皆様のご協力を得て、酪農共済事業の推進につなげる。

4) 各業務について、より一層の効率化を進めるとともに、引き続き規程類の見直しや整備を進める。また、事業推進や事業管理において、全酪連との連携強化を進める。

5) 酪農会館の運営については、総合管理会社との連携の下、適切な管理・運営に努める。

2. 総会・理事会・監事会・酪農基本対策委員会等の開催

新型コロナの感染状況を踏まえて、下記の各会議ともリモート会議とする場合がある。

(1) 通常総会(6月24日)(法人)

(2) 三役会(法人)

(6月1日、6月24日、11月19日、令和4年3月25日のほか、随時開催)

(3) 理事会(法人)

(第1回・6月1日、第2回・6月24日、第3回・11月19日、第4回・令和4年3月25日)

なお、当初ご案内していた4月9日の第1回理事会は、同日開催される酪農ネットワーク委員会が中止となったことから開催中止とする。

(4) 監事会(第1回・6月1日、第2回・11月19日)(法人)

(5) 役員候補推薦委員会(随時開催)(法人)

(6) 酪農基本対策委員会(11月19日、新型コロナの影響により詳細は別記)(継4・指導農政)

(7) 事業推進委員会(年1回、令和4年2月10日)(継4・指導農政)

(8) 役員報酬等審議委員会(年1回、令和4年2月17日)(法人)

(9) 酪農ネットワーク委員会(継4・指導農政)

当初開催予定だった東日本・西日本地区合同酪農ネットワーク委員会は新型コロナの影響で中止。北海道地区は令和4年3月11日予定。

(10) その他各種委員会(随時)

3. 農政活動(継4・指導農政)

(1) 全酪連、日ホ協等の友好団体とともに必要な対策を検討し、国内外の酪農情勢を踏まえながら、酪政連に結集して要請運動を展開していく。

酪政連の令和3年度の要請活動の重点施策は以下の通り。

① 指定団体機能の維持

需給調整、集送乳合理化、乳質保全、乳価形成等の低下や生産者間の不公平感を回避するために、補給金制度の適正な運用と的確な対応。

② 酪農ヘルパー対策の継続・拡充

- ・家族型酪農を中心に経営継続、担い手確保には酪農ヘルパー事業の充実は必須。
- ・酪農ヘルパー要員の確保、酪農ヘルパー組織への支援対策の継続。

③ 家畜排せつ物処理施設等対策

- ・老朽化が著しい同施設等の整備、補修への支援対策の継続、拡充

④ 自然災害対策の継続、拡充

⑤ 家畜伝染病対策

- ・感染源(ウイルス等)の外国からの侵入、国内での畜舎への侵入防止対策及び早期復興への支援対策の継続

⑥ 生産基盤強化・働き方改革対策等

- ・畜産クラスター事業、畜産ICT事業、楽酪GO事業、酪農経営支援総合対策事業等、の継続、拡充。

⑦ 自給飼料確保対策

- ・特に国産粗飼料(WCS含む)の増産・利用拡大、コントラクター、TMRセンターに対する支援対策の継続。

⑧ 鳥獣被害の縮減化、産業獣医師の確保等への支援対策。

(2) 内外の酪農情勢を踏まえて、本会役員等を中心に当面する酪農問題を検討する「酪農基本対策委員会」を新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、リモート等の活用も含め開催し、農政活動に反映させる。(継4・指導農政)

4. 指導事業

事業推進委員会で協議し、理事会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。

(1) 酪農基本対策委員会(継4・指導農政)

役員や酪農専門組織等の代表者等の委員を対象に、当面する酪農の諸課題について講演研修する。従来は役員会と同時開催してきたが、本年度は新型コロナの影響があるため、下記の2つの対応をとることとしている。

(A)新型コロナの感染が収束し、委員が会場に出席して開催が可能となった場合)

11月19日開催の第3回理事会と同日に従来通りの方式にて酪農基本対策委員会を開催する。その際、酪農ネットワーク(NW)委員等にも酪農講演会を併催としてオンライン上で聴講できるようにしたい。

(B)新型コロナの感染が収束せず、第3回理事会をリモート会議で開催する場合)

11月19日開催の第3回理事会はリモートにより開催。ただし、酪農基本対策委員会は別日程で開催し、酪農NW委員等にも酪農講演会を併催としてオンライン上で聴講できるようにする。

(2) 酪農講演会の開催(継3・講演研修)

酪農講演会は、これまで北海道と都府県の2カ所で開催する酪農NW委員会並びに酪農共済推進大会(優良団体・推進功労者の表彰)と同日開催してきた。

しかし、新型コロナの感染が依然として続いており、4月9日(東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷)に開催を予定していた本年度の都府県(東日本・西日本地区の合同)の酪農講演会並びに酪農NW委員会は中止する。

その代替として、NW委員には、酪農基本対策委員会の講演研修について、オンライン上で聴講できるように参加者を拡大して開催したい。日程については、情勢を見ながら上記を踏まえて年度内に開催するものとする。

(3) 酪農ネットワーク委員会の開催(継4・指導農政)

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換

の場を提供することを目的に開催しているものである。

委員には従来から農水省が発表する各種資料を印刷して随時配布してきたが、新型コロナの影響により昨年度以降、NW委員会等が中止になっていることから、情報提供をより一層強化することにした。

農水省の資料(酪政連が代刷)に加え、本年度は酪農関係制度資金・補助事業・リース事業の手引き2021(令和3)年度版や新刊図書「農業・農村政策の光と影」(著者＝荒川隆氏・元農水省官房長)、また、全酪新報及び酪農共済制度の普及推進のための小冊子(全酪新報連載コラム集)「おしえて！経営改善のポイント」(著者＝永井照久氏・釧路農協連酪農技術支援室長)を配布する。

○東日本・西日本地区合同NW委員会 令和3年4月9日(東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷)⇒【新型コロナの感染防止のため中止】

○北海道地区NW委員会 令和4年3月11日(北海道札幌市)

(4)地域酪農活性化のための経営管理・飼養管理技術等の研修会を開催した際に助成する「地域酪農活性化支援事業」の実施(継4・指導農政)。

(5)酪農後継者育成事業(継1・視察研修)

通常であれば、酪農後継者育成事業として、会員団体より推薦のあった酪農後継者及び酪農協等の職員について、酪農後継者育成事業諮問委員会での審議の上、本会主催の「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」に派遣し、視察研修の費用の一部を規程に基づき助成することになっていた。また、全国酪農青年女性会議と全酪連が共催する「第49回全国酪農青年女性酪農経営発表大会」の入賞者に対して、副賞として上記の本会主催の「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」への参加助成を行う方針としていたが、本年度は新型コロナの影響により、海外研修の実施が困難な情勢であることから、酪農後継者育成事業諮問委員並びに全国酪農青年女性会議(全酪連)と協議の上、酪農後継者育成事業による同視察への派遣の中止と全国酪農青年女性会議の全国大会発表者に対する副賞としての派遣・助成を中止する。

(6) 令和3年度「酪農未来塾」(継4・指導農政)

酪農後継者の育成のため、特にコミュニケーション能力を向上させることを狙いに過去7回実施してきたが、新型コロナの影響により令和元年度、令和2年度とやむなく中止を余儀なくされた。令和3年度も新型コロナの影響が懸念されることから、令和3年度の開催は一時中断し、新型コロナの影響が収束した後、同事業の継続の可否も含めて協議したい。

(7) 家族型酪農経営支援のためにSFC活動並びに畜産経済研究会等の活動支援(継2・情報提供)

家族型酪農経営支援のために「スモール・ファーマー・コミュニティ」(SFC・事務局長＝清水池義治北海道大学講師)等の活動を支援する。

また、酪農諸問題も含めて畜産全般の課題について議論している畜産経済研究会の活動を支援する。

5. 情報提供事業(継2・情報提供)

(1) 引き続き、日本ホルスタイン登録協会との連携により、同協会の会報として日ホ協特集号を年4回(7月20日号、9月20日号、1月20日号、3月20日号)発行する。

(2) 全酪連など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集ページの企画・制作を重点とし新規企画を含めて推進していく。また、暑熱対策等の飼養管理技術に焦点をあてた特集を企画し実現を目指す。

本年の特集企画の予定としては、

①全酪連と全国酪農青年女性会議主催による全国酪農青年女性酪農発表大会の発表者の紹介(6月1日号・予定)

②中央酪農会議による酪農教育ファーム認証制度の特集(9月20日号・予定)

③酪農ヘルパー全国協会による酪農ヘルパー募集(広告・日ホ協特集及び本会ホームページで予定)

(3) 生乳生産現場において依然として合乳事故やバルク事故が多発しているため、特集企画として実施してきた生乳賠償保険及びバルククーラー保険の普及並びに

事故防止キャンペーン特集を本年度も継続実施する。併せて関係保険会社からの広告出稿を働きかけ、恒常化させたい。

- (4) 酪農共済制度の受託会社である、あいおいニッセイ同和損保(株)、東京海上日動火災保険(株)、(株)保険代行社から引き続き特集企画や広告の継続・拡大を目指す。
- (5) コロナ禍の中で取材には制限もあるが、防疫対策を行いながら、全国各地で創意工夫している酪農家の経営実態や酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や酪農共済制度取扱組合等の協力を得て、見本紙配布を行う。酪農共済制度の戸別訪問の際に部数増加を図るべく推進するほか、新聞独自でも戸別訪問も含めた拡売を進める。その際、本年度は(全酪新報連載コラム集)「おしえて！経営改善のポイント」の小冊子を制作したので、推進用に活用する。

このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する。

- (6) ホームページによる情報提供の充実を図るため、リニューアルを検討・実施する。また、ホームページとの相乗効果も踏まえながら広告の開拓に努める。引き続きアマゾンを活用しながらホームページ経由による書籍の販売にも力を入れる
- (7) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年2回)な発行。
- (8) 酪農ネットワーク委員等への情報提供を強化する。従来からの酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布に加え、本会発行の書籍等についても配布し活用していただく。海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。

6. 視察研修事業(継1・視察研修)

新型コロナの影響で視察研修並びに酪農共済優待旅行の実施は大きな影響を受けており、昨年度はやむなく中止にせざるを得なかった。今年度の下記研修並びに旅行についても情勢を見極めた上で催行を判断したい。

- (1) 視察研修旅行並びに酪農共済優待旅行の実施

①「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」を11月に7日間の日程(予定)で実施予定としていた。なお、本視察研修は全国酪農青年女性会議と全酪連共催の全国酪農青年女性酪農発表大会の副賞となっており、本年度も副賞として贈呈することとなっている。旅行代金や日程等の詳細は今後の情勢を見て検討することとしたい。☞【新型コロナの感染防止のため中止】

②「酪農共済優待旅行・グアム4日間の旅」を令和4年の1月に4日間の日程で実施を検討したい。中止となった令和2年度の旅行代金である1名、11万5000円並びに日程を基本に検討していきたい。

(2)酪農後継者育成事業の周知及び酪農共済優待事業では、酪農共済制度の積極的な推進により推進担当者等の参加者を増やす。

7. 酪農共済事業(他3・酪農共済)

全国の取扱団体と引き続き密接な連携を取りながら、新型コロナ情勢の推移を見極めつつ、感染防止対策を行った上で、酪農共済等の各制度の積極的な推進を行う。昨年度以降、推進活動は新型コロナの影響を受けているが、本制度は本会の農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保するものであり、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力をしていく。

一方、本会としても制度内容の充実に取り組んでおり、昨年3月1日から「酪農ハイ・メディカルSUPER」に対する先進医療補償の追加を掛け金据え置きで実施した。さらに令和3年3月1日からは、酪農家の高齢化等に対応するため、最終契約更新年齢を「酪農ハイ・メディカルSUPER」(69歳→79歳)、「酪農がん共済」(70歳→79歳)に引き上げ、制度満了を満80歳の3月1日とするなど制度内容を改定した。

本年度はこうした制度充実の周知を図りながら加入促進に努めていく。

[重点項目]

(1)「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農がん共済」の最終契約更新年齢の改定を周知し、各酪農共済制度の一部奨励措置の変更を検討し、酪農共済制度全般の活性化を図る。そのため取扱団体のご協力をいただきながら、特に加入人数を最重

点課題とし、積極的な推進活動を行う。

- (2)「酪農共済」本体並びに「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農がん共済」の加入拡大を図るため、推進担当職員が目標を設定し、達成に向けてそれぞれ最大限の努力をする。
- (3)発足6年目となる「酪農がん共済」の加入拡大を図るため、加入者並びに取扱団体への特別な奨励措置により積極的な推進活動を行う。
- (4)「酪農こども共済」の加入拡大を図る。将来の酪農後継者である子供たちに「酪農こども共済」に加入いただき、次代の「酪農共済」の若年層の加入につなげて制度の安定化を図る。取扱団体への特別な奨励措置により積極的な推進活動を行う。
- (5)生乳賠償保険及びバルククーラー保険の拡充を図り、生乳生産や酪農経営のリスク低減に寄与できるように推進する。また、生乳事故を防ぐために聞き取り調査を実施し、再発防止策を検討する。併せて全酪新報等を活用して生乳事故減少のための特集を企画する。

[酪農共済等の加入推進に対する奨励措置等]

- (1)令和2年11月1日から令和3年10月31日までの「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農がん共済」、「酪農こども共済」の加入実績に応じ、令和4年1月に実施予定の「酪農共済優待旅行」への招待または優待などの奨励措置を実施する。
- (2)保有奨励
「酪農共済」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した取扱団体に対し奨励金を交付する。
- (3)高率加入奨励
保有維持奨励の対象とはならないが、「酪農共済」の加入が高率な取扱団体に対し奨励金を交付する。
- (4)「酪農共済」(人数当たり)、「酪農ハイ・メディカルSUPER」(口数当たり)、「酪農がん共済」(口数当たり)、「酪農こども共済」(人数当たり)の新規加入に対し奨励金を取扱団体に対し交付する。

- (5)「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」「酪農がん共済」、「酪農こども共済」の新規または増口加入された方に対し加入者グッズを進呈する。
- (6)「酪農がん共済」の新規加入者に対しギフトを進呈する。

8. 酪農会館事業(他4・会館賃貸)

- (1)全酪連など酪農会館各入居者の業務が支障なく進むように努める。特に令和3年3月1日から新入居者があり、会館総合管理会社である(株)東急コミュニティー・東急ビルメンテナンス(株)と連携しながら、新型コロナに対する感染防止対策を含め、酪農会館の適正な管理を実施していく。
- (2)中長期的な酪農会館の管理について検討を進める。

9. 出版及び文化財の頒布斡旋(他2・出版斡旋)

- (1)荒川隆氏(元農水省大臣官房長)による全酪新報連載をまとめた書籍「農業・農村政策の光と影」の頒布。
- (2)「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布。
- (3)令和4年用酪農カレンダーの製作頒布。
- (4)令和4年用酪農手帳の製作頒布。
- (5)2021(令和3)年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書の刊行頒布。
- (6)絵で見る酪農技術書「続・牛飼いの眼」の頒布。
- (7)青色申告のできる「酪農簡易簿記」(消費増税・軽減税率導入改訂版)の頒布。

10. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与。(継4・指導農政)

11. 事務の合理化・効率化等

酪農共済制度の事務の効率化のため、制度の管理、新システムの機能向上等を委託会社と連携して検討していく。

また、効率的な事業運営に努めるために経理や労務管理システムの見直しを行うとともに、各種規程の見直しを引き続き進める。